

日付：平成28年6月20日

ダウンロード

○神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年3月29日条例第8号）

神奈川県男女共同参画推進条例

平成14年3月29日
条例第8号

改正 平成20年7月22日条例第40号

平成22年8月3日条例第48号

神奈川県男女共同参画推進条例をここに公布する。

神奈川県男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(男女共同参画を推進するための理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的

行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

（セクシュアル・ハラスメントの禁止等）

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

（情報を読み解く能力の向上）

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

（男女共同参画の推進に関する届出等）

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (5) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (6) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (7) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (8) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (9) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

（報告の徵収）

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

（指導及び勧告）

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

（情報の提供）

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

（施策又は事業についての提案等の申出）

第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞くものとする。

（審議会への諮問）

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聞くものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（検討）

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例48号〕

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月3日条例第48号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

日付：平成28年6月20日

ダウンロード

○神奈川県男女共同参画審議会規則（平成14年3月29日規則第41号）

神奈川県男女共同参画審議会規則

平成14年3月29日
規則第41号

改正 平成22年3月30日規則第16号

平成25年3月29日規則第42号

神奈川県男女共同参画審議会規則をここに公布する。

神奈川県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県男女共同参画審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。
(所掌事項)

第2条 神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）第14条第1項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、県民、事業者（事業者が組織する団体の役職員を含む。）及び男女共同参画の推進に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(特別委員)

第7条 特別の事項について調査審議する必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、男女共同参画の推進に関する事項について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 特別委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。
(委員でない者の出席)
第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
(庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、県民局くらし県民部人権男女共同参画課において処理する。
一部改正〔平成22年規則16号・25年42号〕
(委任)
第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附 則
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則(平成22年3月30日規則第16号抄)
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則(平成25年3月29日規則第42号抄)
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県男女共同参画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものです。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとします。

2 一般席の定員は、原則として10人以内とし、審議会の開催の都度、審議会の事務局が会議室の収容人員等を考慮して定めます。

(傍聴の申込方法)

第3条 傍聴の申込は、審議会開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、10分前に締め切るものとします。

(傍聴人の決定)

第4条 傍聴申込者の数が、定員に満たない場合は傍聴申込者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定します。

(傍聴席に入場することができない者)

第5条 次の者は、傍聴席に入場することができません。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはなりません。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはなりません。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

(秩序の維持)

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができます。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができます。

(部会への準用)

第9条 第2条から第8条までの規定は、審議会の部会については当分の間、適用しません。

(実施細目)

第10条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定めます。

附 則

この要領は、平成14年6月10日から施行します。